

矢吹町公告第32号

令和7年3月24日付けで策定した地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、地域農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧機関満了の日までに本町に意見書を提出することができます。

令和8年8月28日

矢吹町長 蛭田 泰昭



1. 地域農業経営基盤強化促進計画(案)の縦覧期間
自 令和8年8月28日
至 令和8年9月10日
2. 地域農業経営基盤強化促進計画(案)の縦覧場所
矢吹町役場 農業振興課
矢吹町一本木101番地
3. 地域農業経営基盤強化促進計画(変更案)を作成した地区
弥栄、長峰、柿之内、北中畑、南中畑、二区、三区、明新、西原